

# 西遠都市圏都市交通マスタープラン（案） パブリックコメントへの対応

## 1 意見募集期間

令和8年1月21日（水）～2月20日（金）

## 2 意見提出状況

3件の御意見を頂いた。

## 3 提出された意見への対応

No.	意見	意見への対応
1	「超高齢化社会における公共交通は、社会インフラとして整備されるべきものであり、地方自治体と交通事業者が相互協力のもと、高いサービスレベルの公共交通を維持する。」旨を基本的な考え方（p66）に記載することを提案する。	御提案いただいた文中の「公共交通は社会インフラとして整備されるべきもの」、「地方自治体と交通事業者が相互協力のもと公共交通を維持する」の2つの観点は、西遠都市圏都市交通マスタープランの理念に合致するものであります。このため、御提案いただいた66ページのほか、関連する課題（36ページ）、基本方針1（41ページ）、骨格幹線公共交通網の実現に向けた施策の基本的な考え方（70ページ）、施策（72ページ）にこの観点を追記します。
2	バスについて路線ごとに目指すべきサービス水準「バスの時間当たり本数」を記載して公表することを提案する。	都市交通マスタープランには都市圏の交通に関する上位計画として基本的な方針や考え方をとりまとめています。目指すべきサービス水準については、本マスタープランに即して交通事業者と連携・協力し、各市町の地域公共交通計画等で検討していきます。
3	評価方法のアウトプット指標に「バスの時間当たり本数」の追加を提案する。	都市交通マスタープランには都市圏の交通に関する上位計画として基本的な方針や考え方をとりまとめています。目指すべきサービス水準については、本マスタープランに即して交通事業者と連携・協力し、各市町の地域公共交通計画等で検討していきます。なお、モニタリング指標として路線バスの実車走行キロを設定し、サービス水準の維持・向上について評価できるものと考えています。